

## 一般廃棄物処理業廃止・変更届出提出書類一覧

概 要	事業の範囲の一部若しくは全部を廃止したとき、又は以下のことを変更したときは10日以内に変更届を提出しなければなりません。 ①氏名（名称若しくは代表者氏名）又は住所 ②役員・100分の5以上の株主又は出資者・政令使用人・法定代理人 ③事務所及び事業場の所在地 ④事業の用に供する施設（保管の場所を含む。）並びにその設置場所及び構造又は規模		
届 出 先	久留米市環境部廃棄物指導課（環境部庁舎） TEL 0942-30-9148		
届 出 部 数	届出書2部（正・副） 副本はコピーで可		
変 更 内 容	提 出 書 類	法人 個人 区分	様 式 等
	一般廃棄物処理業廃止・変更届出書		細則第11号様式
申請者氏名・名称・又は住所	住民票、登記されていないことの証明 <sup>※1</sup> 又は医師の診断書 <sup>※2</sup>	個人	交付日から3ヶ月以内のもの
	定款又は寄附行為及び法人の登記事項証明書	法人	
	住所の付近見取り図（住所変更の場合）		要綱様式第2号の1
法定代理人・役員 （相談役や顧問等を含む）・株主又は出資者・政令使用人	欠格要件に該当しない旨の誓約書		要綱様式第4号
	<b>変更する者が個人の場合</b> 変更する者の住民票及び登記されていないことの証明 <sup>※1</sup> 又は医師の診断書 <sup>※2</sup>	法人	交付日から3ヶ月以内のもの 住民票は本籍記載のもの
	<b>変更するものが法人の場合</b> 法人の登記事項証明書		
	<b>役員変更の場合</b> 法人の登記事項証明書		
	<b>政令使用人の場合</b> 委任状及び職位証明書		
	<b>未成年の法定代理人の変更でそのものが法人の場合</b> 法人の登記事項証明書並びに役員の住民票及び登記されていないことの証明 <sup>※1</sup> 又は医師の診断書 <sup>※2</sup>		
事務所の所在地の変更	住民票	個人	交付日から3ヶ月以内のもの
	法人の登記事項証明書 （登記事項証明書で確認できない場合は、事業所証明書）	法人	
	事務所又は所在地付近見取り図及び平面図		
【収集運搬業】 車両・事業場（車庫）等	事業計画の概要を記載した書類		要綱様式第1号の1～3 <sup>※3</sup>
	追加する運搬車両の写真		要綱様式第2号の3
	変更に係る事業場（車庫）の付近見取り図及び平面図		要綱様式第2号の1～2
	変更に係る車両及び事業場（車庫）等の所有権又は使用権原を有することを証する書類		車両…自動車検査証記録事項 事業場…土地の登記事項証明書 <sup>※4</sup> 借用の場合は賃貸借契約書の写し又は施設使用承諾書（要綱様式第3号）
【処分業】 処理施設等 （必ず、事前に相談してください）	事業計画の概要を記載した書類		要綱様式第7号の1～5 <sup>※3</sup>
	変更に係る施設の写真		要綱様式第9号
	変更に係る施設の平面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに付近見取り図及び字図		
	変更に係る施設等の所有権又は使用権限を有することを証する書類		事業場…土地の登記事項証明書 <sup>※4</sup> 施設…売買契約書の写し等 借用の場合は賃貸借契約書の写し又は施設使用承諾書（要綱様式第10号）
一部廃止	（特になし）		（新許可証交付時に旧許可証を提出）
全部廃止	当該許可証（原本）		

※1 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

※2 精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書

※3 変更に係る部分に限り、変更点が分かるように記載する。

※4 発効後3ヶ月以内のもの

### 【注 意 事 項】

- 1 施設に係る変更を行う際には、必ず事前に廃棄物指導課へ相談してください。その際は事前に予約をしてください。
- 2 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書の取得方法については、最寄りの法務局・地方法務局にお問い合わせください。